

国住指第2816号  
平成18年2月6日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル「東横イン」における違法工事の是正の徹底について

このたび、ホテル「東横イン」の多数の物件において、建築基準法やハートビル法等の建築基準関係規定（以下「関係規定」という。）に適合させて建築物を完成させ、完了検査を受けた上で、指定された容積率を超える増築や、車いす使用者用駐車施設の撤去などが行われ、結果として関係規定に違反した状態で建築物が使用されていたことは、誠に遺憾である。

立入検査により違反が判明した物件については、既に貴職において、適法な状態とするよう、違反是正の指導がなされているところであるが、違反是正の計画を提出させるとともに、定期的な報告徴収や立入検査を行うなど違反是正に必要な措置を的確に講じていただきたい。また、これに従わない場合には、建築基準法第9条第1項等の規定に基づいて違反是正の措置を講ずるよう命じることによって、違反是正を徹底するようお願いする。

あわせて、是正状況及びその結果についても、是正が完了するまで、平成18年2月17日を起点として、2週間ごとに、当職までご報告いただくようお願いする。

なお、本件は「東横イン」がその違法性を認識しつつ故意に改変工事を行わせたものであるが、こうした悪質な行為の再発を防止する観点からも、貴職においては、建築基準法令の規定に係る違反については、違法な行為を故意に行わせた建築主の告発も視野に入れて厳正に対処していただくようお願いする。

また、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方をお願いする。